

グアテマラ内政・外交（2012 年 4 月）

平成 24 年 4 月

在グアテマラ日本国大使館

1. 概要

- 政権発足から 100 日が経過，ペレス・モリーナ大統領の支持率は 82%。
- センテーノ財務大臣の国会喚問を巡り，国会審議は引き続き中断。
- アレドンド保健大臣が健康上の理由により辞任。閣僚の辞任はペレス・モリーナ政権発足後では初
- グアテマラ政府は国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程を批准。
- グアテマラ，ベリーズ両政府は，両国の国境問題を国際司法裁判所(ICJ)に付託するか否かを問う国民投票を 2013 年 10 月 6 日に実施することで合意。
- ペレス・モリーナ大統領は第 6 回米州サミット出席。また，同サミットの機会にオバマ米大統領と麻薬不処罰化及び米国におけるグアテマラ移民の問題（TPS）につき協議。

2. 内政

（1）ペレス・モリーナ大統領の支持率

23 日付ラ・プレッサ・リブレ紙は、ペレス・モリーナ政権発足から 100 日が経過したことを受けて、同政権に関する世論調査結果を掲載（4 月 10 日から 15 日に全国 1,201 名を対象に実施）。ペレス・モリーナ大統領の支持率（支持する・ある程度支持する）は 82%，不支持は 11%。

政府の取り組みでは「治安対策（28%）」及び「治安対策における国家警察と軍の協力（28%）」が高い評価を得る一方，評価できない取り組みとしては「麻薬無処罰化の試み（12%）」，「物価対策（8%）」が上位にランキング。なお，同世論調査では「評価できる点」では 36%，「評価できない点」では 51%が「分からない」と回答しており，ペレス・モリーナ政権の政策が国民に十分に認知されていないことも判明。

（2）国会動向

（ア）センテーノ財務大臣に対する国会喚問を巡って 2 月 16 日より国会審議が中断している問題について，国会では 3 月 20 日以降，同大臣の喚問が中断していたが（注），イースター（セマナ・サンタ）明けの 4 月 9 日，リベラ国会議長は早期に国会喚問を終了させるため，国会喚問の再開するに当たっての喚問のフェーズについて国会議員の投票に付すことを提案。右に対し，最大野党の自由民主革新党（LIDER）は違憲行為であるとして反発すると共に，国会喚問停止の条件として，国民合意形成のための対話の実施を要求。さらに，同党は 2 月に国会で承認された税制近代化法の見返りとして，基礎食料 10 品目に対

する付加価値税 (IVA) の課税撤廃, 自営業者・企業による税関連の違反の恩赦を要求した。

(イ) 17 日, 国会は, 与党愛国党 (PP) 及び野党 8 党の賛成多数によりセンテーノ財務大臣の国会喚問について, 議員による最終議論のフェーズに移行することを決定。LIDER は右に反対したものの, 国会では 18 日より国会喚問 (最終議論) が再開された。

(注: 野党 LIDER は, 3 月 20 日, センテーノ財務大臣が提出した辞表をペレス・モリーナ大統領が受理しなかったにも拘わらず, 国会執行部が大臣の喚問の終了を決定し, 同喚問を議題から外して他の法案に係る審議を試みたことは違法であるとして, 3 月 21 日にリベラ国会議長を含む国会執行部メンバーを憲法裁判所 (CC) に提訴。同 21 日, CC が LIDER の要求を却下する一方で国会喚問の継続を命じる判決を下したことから, PP は国会喚問の早期に終了させるべく, 国会喚問の再開に際し, 「大臣に対する再質疑」から「議員による最終議論」のフェーズに移行することを提案していた。)

(3) アレドンド保健大臣の辞任と保健分野の問題

(ア) 10 日, ペレス・モリーナ大統領は, 健康上の理由によりアレドンド保健大臣から提出された辞表届を受理したと発表。なお, 閣僚の辞任は現政権成立後では初。

(イ) アレドンド保健大臣は, 副大統領府透明性問題担当庁より保健省による約 1 億ケツアルの医薬品購入向け予算の流用及び市場価格の 2 倍の価格でのワクチン購入疑惑等について解決するよう勧告を受けていたが, 11 日, バルデッティ副大統領は, 3 月 29 日にアレドンド前保健大臣に対し保健省内の官房事項について確認した事実を明らかにするも, 右と同大臣辞任には関連はなく, あくまでも健康上の理由による辞任であるとの見解を表明。

(ウ) 保健分野では, 17 日にルーズベルト病院の理事会が保健省による医療器材の供給不足を告発, 同 19 日にはガン研究センターが年間運営予算 5 百万ケツアルの未払いを理由に同省を告発, 数日後にはサン・ファン・デ・ディオス病院が, 労働者への賃金未払いを理由に外部診療を停止する等, 問題が多発した。

(4) その他政府閣僚人事

(ア) 統制透明性庁長官の任命

18 日, バルデッティ副大統領は, ベロニカ・タラセナ元愛国党 (PP) 財務担当補佐を統制透明性庁の長官に任命。

(イ) バツィン文化スポーツ大臣は, 2 月 19 日に辞任したデビック・アソリオ次官に代わり, マリア・ドローレス・モリーナ女史をスポーツ・レクリエーション担当次官に任命。

(5) 治安対策

(ア) 9 日, ペレス・モリーナ大統領は, 軍による治安面での支援が「治安政策の軍事化」と批判されていることについて, 右支援は市民の要求に基づくものであり, 警察幹部学校の設立等の警察改革が進展し, 国家文民警察 (PNC) の強化が図られるまでの一時的な対策で

あると表明。

(イ) 12 日、政府は、麻薬取り締り及び地域の治安強化に向けてペテン県及びサン・ファン・サカテペケ県に各 500 名の軍人から構成される軍の部隊を設立したと発表。

3. 外交

(1) 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程の批准

3 日、グアテマラ政府は本年 1 月 26 日に国会で承認された国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程批准書を国連本部に寄託、同規定の批准が正式に行われた。

(2) 外交政策の発表

9 日、ペレス・モリーナ大統領は、伝統的なパートナー及び政治・経済・文化的関係を有する国・国際機関との関係強化、米国を中心とする海外在住グアテマラ人の支援強化、国家政策・外交政策としての麻薬密輸対策の強化を柱とする外交政策 2012-2016 を発表。

(3) 外交に関する成果発表

9 日、カバジェロス外相は外交政策 2012-2016 の発表に際し、政権発足後 3 ヶ月間の外交分野での成果を発表。主な成果は①国のイメージ改善キャンペーン「Marca País」の策定、②米國務省に対する米国在住グアテマラ人移民への TPS(一時的身分保証)付与の要請、③移民に対する支援強化のためのコミュニティー・センター及び領事館の強化、④国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程の批准、⑤米国における 10 の領事館開設 (予定)。

(4) ペレス・モリーナ大統領の第 6 回米州サミット出席

14 日及び 15 日、ペレス・モリーナ大統領はコロンビアのカルタヘナで開催された第 6 回米州サミットに出席。また、同大統領は今次サミットの機会を利用し、オバマ米大統領と会談、麻薬不処罰及び米国におけるグアテマラ移民の問題 (一時的身分措置 : TPS) につき協議。また、同大統領は、カルデロン・メキシコ大統領、ピニェラ・チリ大統領、インスルサ米州機構 (OAS) 事務総長、モレノ米州開発銀行 (IDB) 総裁、メキシコの資産家リカルド・サリナス氏等とも会談を行った。

(5) グアテマラ・ベリーズ国境問題

27 日、カバジェロス・グアテマラ外相及びエルリントン・ベリーズ外相は、インスルサ米州機構 (OAS) 事務総長出席の下、ワシントンの OAS 本部にて開催された会合において、グアテマラとベリーズの国境問題を国際司法裁判所(ICJ)に付託するか否かを問う国民投票を 2013 年 10 月 6 日に実施することで合意した。